

平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	8	府 省 庁 名 総務省					
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 事業税（外形） 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）						
要望項目名	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長						
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の合計額300万円を限度として、全額損金算入（即時償却）を認める（平成20年4月1日～22年3月31日（2年間））。</p> <p>・ 特例措置の内容 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長が認められた場合、法人住民税法人税割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。（租税特別措置法第28条の2、第67条の5において措置された場合、国税との自動連動を図る。）</p>						
関係条文	地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法292条第1項第3号						
要望理由	少額減価償却資産の即時償却を認めることにより、相対的に経理面の人員が少数である中小企業において、償却資産の管理負担等、事務負担軽減の効果がある。						
減収見込額	（初年度） － （10,941）		（平年度） － （10,941）		（単位：百万円）		
地方税以外の措置	既存	<p>・ 国税 30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の合計額300万円を限度として、全額損金算入（即時償却）</p>		<p>・ 融資、補助金その他</p>			
	22年度の要望	<p>・ 国税 30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の合計額300万円を限度として、全額損金算入（即時償却）</p>		<p>・ 融資、補助金その他</p>			
過去の要望経緯	<p>平成15年度 創設</p> <p>平成18年度 損金算入額の上限を年間300万円とした上で、2年間の延長（平成20年3月までの適用期間の延長）</p> <p>平成20年度 2年間の延長（平成22年3月までの適用期間の延長）</p>						
本要望に対応する縮減案							